



東京都渋谷区松濤一丁目一番二号
宗教法人 世界基督教統一神靈協会

宗教法人 「世界基督教統一神霊協会」 規則

第一章 総 則

(名称)

第一条 この教会は、宗教法人法による宗教法人であつて「世界基督教統一神霊協会」という。

(事務所の所在地)

第二条 この宗教法人（以下「法人」という。）は事務所を東京都渋谷区松濤一丁目一番二号に置く。

第二条の二 この法人は、第三条に規定する目的のために、各都道府県に布教所を置き、これを教区本部、教会又は伝道所と称する。

(目的)

第三条 この法人は、天宙の創造神を主神として、聖書原理解説の教義をひろめ、儀式行事を行ない、信者を教化育成する為の財務及び業務並びに事業を行なう事を目的とする。

(公告の方法)

第四条 この法人の公告は、事務所の掲示場に十四日間掲示して行なう。

第二章 役員その他の機関

第一節 代表役員及び責任役員

(員数)

第五条 この法人には七人の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

(資格及び選任)

第六条 代表役員は会長をもつて充てる。

2 後任の会長は、現在の代表役員が予め選定したものをもつて充てる。

3 代表役員以外の責任役員は、この法人の信者のうちから、評議員会議において、その総数の三分の二以上の多数の議決を経て、代表役員が任命し、又は同様の手続きを経て、これを解任することができる。

4 責任役員の選任に当っては、責任役員の一人及びその親族その他特殊の関係がある者が、責任役員の総数のうちに占める割合は、三分の一を超えてはならないものとする。

(任期)

第七条 代表役員の任期は会長の在任中とし、代表役員以外の任期は三年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠責任役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任する時までなおその職務を行なうものとする。

(代表役員の職務権限)

第八条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

(責任役員の職務権限)

第九条 この法人の事務は、この規則に特別の定のある場合を除いては、責任役員会において、責任役員の定数の過半数で決し、その議決権は、各々平等とする。

(監事の選任及び職務)

第九条の二 この法人に、監事二人を置く。

2 監事は、この法人の責任役員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び職員以外の者のうちから、評議員会議において選任する。この場合において、各監事は相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

3 監事は、民法第五十九条(監事の職務)に規定する職務を行なう。

4 監事の任期は、三年とし、第七条第一項から同条第三項までの規定は、監事についても準用する。

(評議員会議)

第九条の三 この法人に、信者代表である評議員十六人を置き、評議員会議を組織する。

2 評議員は、この法人に所属する信者で、衆望のある者のうちから、責任役員会の議決を経て選定した者について、代表役員が任命する。又同様の手続を経て、これを解任することができる。

3 評議員会議は、代表役員が招集する。

4 評議員会議は、代表役員の諮問を受けたときは、その総数の過半数の議決を経てこれに応え、この規則に特別の定のある事項については、その総数の三分の二以上の多数の議決を経なければならないこととする。

5 第六条第四項の規定は、評議員についても準用する。

6 評議員の任期は、三年とし、第七条一項から同条第三項までの規定は、評議員についても準用する。

第二節 代 務 者

(置くべき場合)

第十条 左の各号の一に該当するときは、代務者を置かねばならない。

一、代表役員又は責任役員が死亡、辞任、任期満了その他の理由によつて欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶ事が出来ないとき。

二、代表役員又は責任役員が病氣・旅行その他の理由によつて、三ヶ月以上その職務を行なう事が出来ないとき。

(資格及び選任)

第十一条 代表役員の代務者は、前条第一号に該当する時は、代表役員以外の責任役員との互選したものをもって充て、同条第二号に該当するときは、代表役員以外の責任役員のうちから代表役員が選任する。

2 代表役員以外の責任役員の代務者は、信者のうちから代表役員が選任する。

3 第六条第四項の規定は、代表役員以外の責任役員の代務者の選任に準用する。この場合において、規定中「責任役員」とあるのは「責任役員及び責任役員の代務者」と読み替えるものとする。

(職務権限)

第十二条 代務者は、代表役員又は責任役員に代ってその職務の全部を行なう。

(退 職)

第十三条 代務者は、その置くべき理由がやんだときは、当然その職を退くものとする。

第三節 仮代表役員及び仮責任役員

(定める場合)

第十四条 代表役員は、この法人と利益が相反する事項については代表権を有しない。

この場合においては、代表役員以外の責任役員の互選により仮代表役員を定める。

2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については議決権を有しない。この場合においては、その信者のうちから責任役員会において、その議決権を有しない責任役員の員数だけ、仮責任役員を選定しなければならない。

第三章 財 務

(資産の区分)

第十五条 この法人の資産は、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は左の財産のうちから設定する。

一、土地・建物その他不動産。

二、公債・社債その他の有価証券。

三、永遠保存の目的で積み立てた財産。

四、基本財産として指定された寄附金。

3 普通財産は、基本財産以外の財産・財産から生ずる果実及びその他の収入とする。

(基本財産の設定及び変更)

第十六条 基本財産の設定又はその変更をしようとする時は、責任役員会においてその定数の三分の二以上の多数の議決及び評議員会議においてその総数の三分の二以上の多数の議決を経なければならない。

(基本財産の管理)

第十七条 基本財産たる現金は、普通財産と区別し、確実な銀行に預け、その他適当に管理しなければならない。

(財産処分等)

第十八条 左に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会において、その定数の三分の二以上の多数の議決及び評議員会議において、その総数の三分の二以上の多数の議決を経たのち、その行為の少くとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の旨を示して、その旨を公告しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、又全面積の十分の一以下のものである場合及び第五号に掲げる行為が一月に満たない期間に係るものである場合はこの限りでない。

- 一、不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保にすること。
- 二、借入(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。)又は保証すること。
- 三、主要な境内建物の新築・増築・改築・移築・除却又は著しい模様替をすること。
- 四、境内地の著しい模様替をすること。
- 五、主要な境内建物の用途もしくは境内地の用途を変更し、又はこの法人の主たる目的以外の目的のために供すること。

(財産目録の作成)

第十九条 財産目録は、毎会計年度終了後三ヶ月以内に、前年度末現在によって作成し、責任役員会の議決を経なければならない。

(経費の支弁)

第二十条 この法人の経費は普通財産をもって支弁する。

2 責任役員、監事、評議員は、その地位のみに基づいて報酬を受けることができない。ただし、責任役員及び評議員が職員として給与を受ける場合にはこの限りではない。

(予算の編成)

第二十一条 予算は、毎会計年度開始一ヶ月前までに編成し、責任役員会において、その定数の三分の二以上の多数の議決及び評議員会議においてその総数の三分の二以上の多数の議決を経なければならない。

(予算の区分)

第二十二条 予算は、經常及び臨時の二部に分け、各々これを科目に区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

(予備費の設定)

第二十三条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることが出来る。

(予算の追加及び更正)

第二十四条 予算編成後にやむをえない理由が生じたときは、第二十一条の規定を準用し、その手続を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(決算の作成)

第二十五条 決算は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に作成し、第二十一条の規定を準用し、その手続を経なければならない。

(歳計剰余金及び予算外収入の処置)

第二十六条 歳計に剰余金を生じたとき、又は予算外に収入があつたときは、責任役員会の議決を経て、これを翌年度歳入に繰り入れ、又、その一部若しくは全部を基本財産に編入することが出来る。

(会計年度)

第二十七条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第四章 事業

(収益事業)

- 第二十八条 この法人はその目的達成に資するため出版業を經營する。
- 2 前項の事業についての細則は、責任役員会の議決を経て別に定める。
- 3 第一項の事業についての会計は、一般会計と区分して経理する。
- 4 第一項の事業から収益を生じたときは、この法人のために使用しなければならない。

第五章 補則

(規則の変更、合併及び解散)

第二十九条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会において、その定数の三分の二以上の多数の議決及び評議員会議においてその総数の三分の二以上の多数の議決を経て、文化庁の認証を受けなければならない。この法人が合併又は解散しようとするときも、また同様とする。

(残余財産の帰属)

第三十条 この法人の解散に伴う残余財産は、国若しくは地方公共団体又は他の宗教法人のうち、責任役員会において、その定数の三分の二以上の多数の議決及び評議員会議においてその総数の三分の二以上の多数の議決を経て選定したものに帰属する。

(施行細則)

第三十一条 この規則の施行についての細則は、責任役員会の議決を経て定める。

(信者の定義)

第三十二条 信者とは、この法人備付の信者名簿に登録された者をいう。

附 則

1 この規則は、設立登記をした日（昭和三十九年七月十六日）から施行する。

2 この規則施行当初の代表役員及びその他の責任役員は、左の通りとする。

代表役員
（久保木修己）

責任役員

〃

〃

附 則

この変更した規則は、認証書の交付を受けた日（昭和四十一年三月二十五日）から施行する。

附 則

この変更した規則は、認証書の交付を受けた日（昭和四十一年十月三十一日）から施行する。

附 則

この変更した規則は、東京都知事の認証書の交付を受けた日（昭和四十四年三月十五日）から施行する。

附 則

- 1 この変更した規則は、東京都知事の認証書の交付を受けた日（昭和四十六年七月一日）から施行する。
- 2 この変更した規則により最初に増員する責任役員の任期は従前就任し、現にその任にある責任役員の残任期間とする。

附 則

- 1 この変更した規則は、東京都知事の認証書の交付を受けた日（昭和四十八年五月二十五日）から施行する。
- 2 この変更した規則施行のとき、従前就任し、現にその任にある責任役員は、この変更した規則第六条第三項の規定により選任されたものとみなす。
- 3 この変更した規則により、最初に就任した監事及び地区長は、第一項に定める施行の日において就任し、その任期は、前項に定める責任役員の任期の残任期間とする。

附 則

この変更した規則は、東京都知事の認証書の交付を受けた日（昭和四十九年七月二十五日）から施行する。

附 則

この変更した規則は、東京都知事の認証書の交付を受けた日（平成八年三月十九日）から施行する。